

議案第 17 号
議決第 号

始良市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の件

始良市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止したい。よっ
て、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、
議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 16 日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

始良市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条
例第 105 号）は、廃止する。

附 則
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。